

# 移送サービスご利用案内

市内在住の高齢の方や障害のある方の外出を応援します。

**利用できる方** ①介護保険法の「要支援」および「介護予防・生活支援サービス事業対象者」に認定されている方

②重度障害者等で、福祉タクシー初乗り運賃の助成を受けている方  
上記、①②のいずれかに該当し、買い物等のための外出（移動）に不自由されている方。

**利用内容** ・買物、通院（往路）、銀行、市役所、墓参り等の外出  
・ふれあい喫茶等の近隣地域の交流の場への外出

**利用回数** 月2回

**実施日** 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

**利用時間** 下記、①～③の内のいずれかの時間帯（1時間30分以内）

① 9：30～11：00      ② 12：00～13：30

③ 14：30～16：00

**運行区域** 貝塚市および近隣市町（岸和田市、泉佐野市、熊取町）

**利用料** 無 料

**利用方法** 社会福祉協議会にお問合せの上、利用条件に合致するか確認させていただいた上で利用登録を行っていただきます。登録後に移送サービスをご利用いただけます。

◆運転協力者が送迎をいたします。



**申し込み・問合せ先**

貝塚市社会福祉協議会

TEL：072-439-0294 / FAX：072-439-0035

裏面もお読みください。

# 内容詳細

## 予約・予約変更について

- ・利用する3日前までにお電話またはFAXでご連絡ください。
- ・予約の際は、①氏名、②予約の日にち、③時間、④行き先、⑤付添い（介助者）の有無をお知らせください。
- ・車両や運転協力者等の都合により、ご利用できない場合や日時を変更していただく場合があります。ご了承ください。
- ・予約をキャンセルする場合は、必ず事前にご連絡ください。

## その他

- ・この移送サービスは、「ドア・ツー・ドア」を基本としており、運転者が自宅の玄関から目的地の玄関までの送迎をお手伝いいたします。  
外出先で介助が必要な場合は、付添い（介助者）の方が必ず同行してください。
- ・駐車場や有料道路等を使用する場合は、利用者負担となります。
- ・福祉車両（車いす移動車）ですが、特殊な車いすは、利用できない場合があります。

## サービス利用の流れ

### ①登録申請（2年更新）

1. 社会福祉協議会へ利用登録申請書を提出
2. 認定調査（利用条件等の確認）
3. 登録決定（結果を2週間以内に通知）

### ②サービス利用予約

1. サービス利用の1ヶ月前から3日前までに電話またはFAX等で予約（運転協力者と調整のうえ、利用の可否を連絡）
2. 予約日当日 自宅⇒目的地⇒自宅間を送迎



## お申込み・問合せ

貝塚市社会福祉協議会

TEL : 072-439-0294 FAX : 072-439-0035 e-mail : [k-shakyo@cd.wakwak.com](mailto:k-shakyo@cd.wakwak.com)